

令和2年3月

新型コロナウイルスにより影響を受けられた皆様へ

このたびの新型コロナウイルスにより影響を受けられた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。

J A 共済では、影響を受けられたご契約者様・ご利用者様に対して、以下の取扱いを実施しております。

ご希望される方は当 J A にお申し込みください。

【特別取扱いの実施内容】

新型コロナウイルスによる影響を受け、ご契約いただいております共済契約の掛金の払込み・契約継続の手続きについて、所定の期日までのお手続きが困難な方につきましては、次の取扱いを実施します。

対象契約	新型コロナウイルスにより影響を受けられたご契約者様・ご利用者様のご契約
取扱い内容	<p>【長期共済】 共済掛金の払込猶予期間を最大で令和3年3月16日まで延長します。</p> <p>【短期共済】 共済掛金の払込猶予期間、継続契約の締結手続きおよび共済掛金の払込みの猶予を最大で令和3年3月16日まで延長します。</p>

詳細につきましては、当 J A までお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

J A 周桑 金融共済部 共済課
電話番号 (0898) 68-7800

